

大阪市立董中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和3年度

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えにもとづき、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、すべての生徒にとって安心・安全な学校として教育環境を維持するために、「大阪市立董中学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組むこととした。未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ①思いやりにあふれる温かで家庭的な学校づくりのもと「いじめ」を生まない・絶対に許さない集団育成
- ②ナレッジ・マネジメントによる教職員の協働体制を強化し未然防止・早期発見の徹底
- ③家庭・地域との連携を深め、子どもの安全・安心を約束する環境づくり

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、全ての児童生徒を対象にいじめを生まない・絶対に許さない集団育成の取組を全教職員がはっきりと認識し、組織的に対応する。

基本方針のポイントに基づき、教育活動全体を通じて、以下の認識を徹底する。

- ①「いじめは、人間として絶対に許されない」
 - ・いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ②「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でもどの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちがすべて知っているという認識のもと、広く情報収集する必要がある。

(1) 授業改善について（運営の計画に基づく）

- ① 授業力向上をめざした研究授業・研究協議（ワークショップ形式）の充実
- ② 教科をこえた相互参観による「わかる授業」を展開するための支援体制
- ③ 自主学習習慣定着に向けた課題教材の工夫・開発

(2) 自己有用感を高めるために（キャリア教育の観点/キャリアアップシートの活用）

- ① SP カードによる自己分析から自分の良さに気づき進路選択に生かす学習会を実施
- ② さまざまな行事を通じて、生徒一人ひとりに活躍の場を確保するとともにつながりの大切さを学ぶ
- ③ 職場体験を通して、充実感・達成感を体得させ、自己有用感を向上させる

(3) いじめを絶対に許さない・見逃さない集団づくり

- ① 道徳の教科書による正しい判断に基づき自主的に行動することができる生徒の育成
- ② 体験学習を通して「命の大切さ」とともに「思いやり」の心を醸成する
- ③ 情報モラルに関わる指導を計画的に行うとともに保護者への啓発をはかる
- ④ アンガーコーチング・マネジメント実施によるいじめを許さない集団づくり

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早期発見に努め、初期対応から適切な関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、しっかりと解決する方向へ導く。

- ① 教育相談の実施時期、実施形態を工夫し、ささいな変化に気づく体制を構築する
- ② 年間3回実施するいじめアンケート結果に基づき、迅速且つ丁寧に対応する
- ③ いじめは必ず組織的に対応しなければ完全な解決にいたらいいという認識のもと 情報の共有化と生徒観察の基準を共通理解する
- ④ スクールカウンセラーとの協働体制を強化する
- ⑤ 外部機関（こども相談センター・サポートセンター・区役所子育て相談担当等）との密接な連携をはかる
- ⑥ いじめ相談窓口について、生徒・保護者に周知する

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめ防止対策委員会への報告体制について

いじめ事実を確認⇒各学年主任⇒生徒指導主事・生活指導部長⇒教頭⇒校長

② いじめ防止対策委員長が情報を統括し、いじめ解決に向けた進捗状況を全教職員に伝達⇒情報の共有化と組織的・機能的な対応を円滑にすすめる

③ いじめ防止対策委員会で協議・検討し、被害生徒・加害生徒へ適切な対応を行う

④ 2次被害等の防止も含め、いじめ対策委員長を中心に必要に応じて、警察など関係諸機関と連携し、課題を克服する

⑤ 再発防止に向け、家庭・地域への啓発活動を展開し、連携を深め、信頼関係を樹立させる

⑥ ネット上のいじめに対して、『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』を有効に活用する

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① いじめ防止対策委員会

《構成》（令和2年度は7名）

◎校長、教頭、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任

※いじめ事案発生時にはいじめ事案確認者（担任、部活動顧問、学年所属教職員）を加える。

《活動内容》 いじめアンケート、教育相談、不登校生徒、問題行動等

◎学校基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う

◎いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

◎いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急に会議を開催、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導及び支援の方針の決定、保護者、関係諸機関との連携を行う。

《年間計画》

【委員会開催について】

- 1 学期中頃 いじめアンケート
- 2 学期中頃 いじめアンケート
- 3 学期中頃 いじめアンケート

【調査等】

- ① 生徒対象いじめアンケート調査
年3回（6月・11月・2月）
- ② 教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査
年1回（6月）

【研修会】

- 人権教育実践交流研修会（11月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発
- ② 学校協議会への提案・支援体制の強化
- ③ いじめ防止対策委員会への地域諸団体や関連機関の連携強化

(3) 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」に基づき、P D C Aサイクルを活用
- ② 学校評価「生徒・保護者・教職員アンケート」の実施（2学期）
- ③ 未然防止の推進・再発防止に関する改善方法について自己分析

7. 重大事案への対処

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ① 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）

- ② 調査組織の設置や事実関係の明確化

- ③ 被害生徒及びその保護者への適切な情報提供

- ④ 教育委員会への報告

※ いじめ発見のフローチャート

訴え・相談
気づき

学級担任・部活動顧問
等による聞き取り

管理職・学年主任・生徒指導主事・
生活指導部長等に報告

いじめ防止対策委員会
で指導方針の決定

被害生徒への支援
加害生徒への指導

被害生徒・加害生徒
の保護者への連絡

学級・学年・部等
での全体指導

○生徒のみなさんへ

- ・困ったことがある時は、一番相談しやすい大人に相談しましょう。
- ・董中学校の教職員は、相談を受けた即時に解決に向けて対応します。